

## 災害復旧工事における工事着手日選択型契約方式の見直しについて

### 1 目的

災害復旧工事における入札不調の状況を鑑み、災害復旧工事において試行している工事着手日選択型契約方式について、工事着手期限日の設定期間を緩和することにより、災害復旧工事への応札を促し、入札不調を抑制します。

#### 呉市における工事着手日選択型契約方式とは？

- ・ 発注者は、案件ごとに本方式の適用を決定して入札公告へ掲載するとともに、契約見込日から起算して一定期間内の工事着手期限日を定めて特記仕様書に掲載します。
- ・ 受注者は、契約日までに工事着手期限日までの任意の日を着手日に定めて、工事請負契約を締結します。（着手日に関わらず工期の終期日は変更しません。）
- ・ この方式により、受注者は、着手日まで技術者及び現場代理人の配置は不要となりますが、対象工事の前払金の請求ができなくなるとともに、測量、資材搬入、仮設物の設置等ができません。

### 2 見直しの内容

令和元年7月1日に公表した資料のうち、契約見込日から起算して設定する工事着手期限日について、次のとおり設定期間を緩和します。

#### 【見直し前】

工事着手期限日 : 契約見込日から起算して 2か月 以内で設定



#### 【見直し後】

工事着手期限日 : 契約見込日から起算して 5か月 以内で設定

### 3 適用日

令和元年11月25日以降に入札を公告または指名を通知する案件から適用します。

## 災害復旧工事における工事着手日選択型契約方式 の試行について

### 1 趣旨

本市が発注する災害復旧工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保、建築資材の調達等の準備を行うことができるよう、本市が定める一定の期間（工事着手日選択期間）内で、受注者が工事着手日を選択することができる契約方式を試行します。

### 2 対象工事

本市が災害復旧工事における工事内容や工期を勘案して工事毎に決定し、入札公告及び特記仕様書に明記します。（本方式を適用する案件については、入札公告の入札参加資格要件等の欄に明記します。）

### 3 制度の概要

#### (1) 工事着手期限日の設定

ア 本市は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」といいます。）をあらかじめ定めます。

イ 工事着手期限日は、契約見込日から起算し、5か月以内とします。

#### (2) 工事着手日の設定

落札者は、契約日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書により本市に通知してください。

#### (3) 工期の終期日の設定

工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しません。

#### (4) 契約保証金の取扱い

契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までです。

#### (5) 前払金の取扱い

工事着手日前には、対象工事の前払金を請求できません。

#### (6) 工事着手日前の取扱い

ア 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、本市の責任において行います。

イ 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできません。

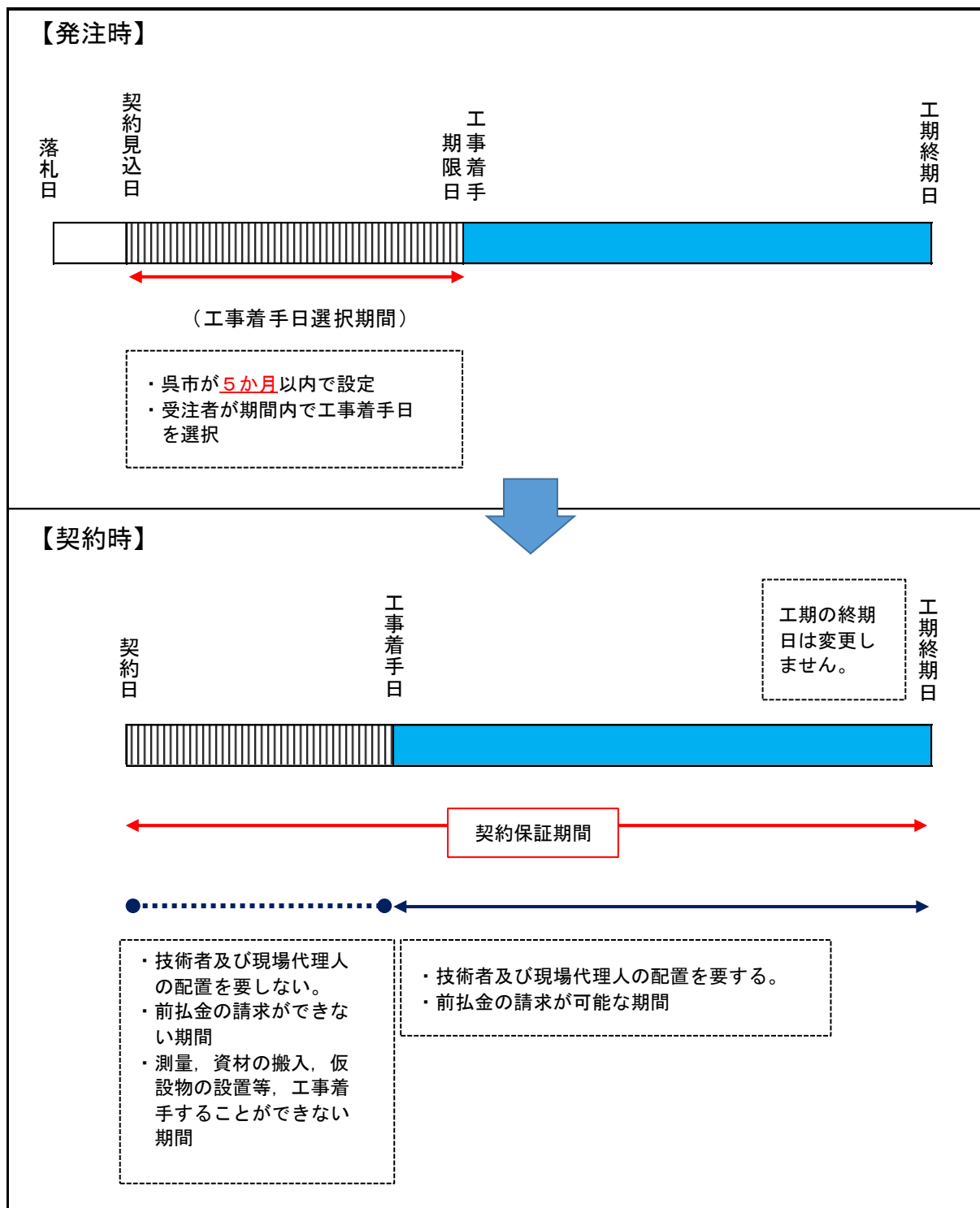
#### (7) 技術者及び現場代理人の取扱い

契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人の配置は不要です。

#### (8) 経費の負担

本契約方式の試行により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とします。

◆工事着手日選択型契約方式のイメージ図



4 適用日

令和元年7月1日

(同日以降に入札を公告または指名を通知する案件から適用します。)

一部改正 令和元年11月25日

令和元年11月25日以降に入札を公告または指名を通知する案件から適用します。

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（事後審査方式）を行いますので、呉市契約規則（昭和39年規則第50号）第4条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務取扱は呉市電子入札実施要領の適用があります。

令和 年 月 日

呉市長 新原 芳明

## 一般競争入札（事後審査方式）

工事番号	第 号
工事名称	工事
工事場所	呉市 地内
建設工事の種類	土木一式工事
工事概要	道路延長 L = m <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">工事着手日選択型契約方式は、入札参加資格要件等の欄に記載します。</div>
工期	令和 年 月 日
予定価格(消費税抜き)	円
入札区分	電子入札・電子くじ対象案件（電子入札システムを利用。紙入札不可）
落札方式	最低制限価格制度
入札参加資格要件	<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">【工事着手日選択型契約方式 適用案件】 詳細は、特記仕様書をご確認ください。</div> <p>呉市一般競争入札（事後審査方式）公告共通事項を満たしていること。 平成31・32年度呉市建設工事入札参加有資格者名簿に工事の等級格付が又は登録されていること。市内業者（建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者）であること。工事に係る技術者については、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する者を配置できること。現場を代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する者を配置できること。 落札決定の日までに入札参加条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。なお、入札済みの場合は、当該入札は無効とする。</p>
契約保証金	契約金額の10%以上
入札及び工事費内訳書の提出	入札時に様式集（一般競争）に掲載されている所定の工事費内訳書を添付して送信すること。なお、入札金額と工事費内訳書の工事価格は同額であること。上記条件を満たしていない入札は無効とするため注意すること。
支払方法	前払い 有（40%以内） 部分払い 無 中間前払い 有（20%以内）
設計図書等の閲覧	設計図書等の入手方法を、平成29年4月より変更しました。 呉市契約課ホームページにて電子閲覧を行います。 入札時には、設計図書に記載された設計図書整理番号を、内訳書に記入してください。 【掲載場所】呉市契約課ホームページ：設計図書・参考図書の閲覧 (閲覧するには、呉市入札参加資格者名簿に登録された方に配布したパスワードが必要です。)
設計図書等の閲覧期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
質問受付等	受付期限 令和 年 月 日 午前 9 時まで（所定の様式によるFAX送信のみ） 回答 令和 年 月 日 午後 5 時までにホームページ上で回答
質問受付先	呉市契約課 TEL 0823-25-3376・3377 FAX 0823-32-6978
入札受付期間	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	呉市入札室 呉市役所7階 呉市中央4丁目1番6号
資格要件確認書類等	落札候補者には、電子入札システムで「資格要件確認書類提出依頼書」を送付するので、指定された日時までに次の書類を電子入札システムに添付して送信すること。【入手先】呉市契約課ホームページ（工事契約）様式集：（一般競争） 「資格要件確認書類提出書」、「配置技術者の氏名・資格等届出書」、「配置現場代理人の氏名等届出書」、「技術者及び現場代理人の雇用関係を証する書面の写し」、「経営事項審査総合評定値通知書の写し」様式集（一般競争）に掲載してあります。

## 工事着手日選択型契約方式の試行に係る取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する災害復旧工事において、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択することができる契約方式（以下「本契約方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 本契約方式は、呉市が発注する災害復旧工事において、本契約方式を試行することが有利と認められる工事に適用する。

### (工事着手期限日及び工事着手日)

第3条 市長は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）をあらかじめ定める。

2 工事着手期限日は、契約見込日から起算し、5か月以内とする。

3 落札者は、契約日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（様式1）により市長に通知しなければならない。

4 前項で通知した工事着手日を、工事着手期限日までの期間で変更する場合は、工事着手日変更通知書（様式2）により市長に通知する。

### (工期等の設定)

第4条 市長は、通常必要となるとして算定した所要工期に、契約見込日から起算し工事着手期限日までの日数を加算して工期の設定を行う。

2 工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しない。

### (前払金の取扱い)

第5条 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求できない。

### (工事着手日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

### (技術者及び現場代理人の取扱い)

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 本契約方式の試行により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までとする。

(公告又は特記仕様書への明示)

第10条 市長は、次の事項を公告又は特記仕様書へ明示する。

- (1) 本契約方式の対象工事であること。
- (2) 第3条第1項及び第2項により定めた工事着手期限日。
- (3) 第3条第3項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に関すること。

(契約書への明示)

第11条 市長は、次の事項を契約書（特記事項）に明示する。

第5条、第6条第2項、第7条、第8条に関すること。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年11月25日から実施する。

様式 1

## 工事着手日通知書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

様

落札者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手期限日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日

※契約前に提出すること。

# 工事着手日変更通知書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

様

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

次のとおり工事着手日を変更しますので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手期限日	年 月 日
当初工事着手日	年 月 日
変更工事着手日	年 月 日
変 更 理 由	

※当初工事着手日前に提出すること。

変更工事着手日は、入札公告時に提示した「工事着手日選択型契約方式に関する特記仕様書」に記載している、工事着手期限日までの日付けで設定すること。



## 特約事項

(工事着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

## 工事着手日選択型契約方式に関する特記仕様書

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

### 1 工事着手期限日の設定

本工事は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和 年 月 日とする。

### 2 工事着手日の設定

落札者となる者は、契約日から工事着手期限日までの期間で任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（様式1）により発注者に通知しなければならない。

### 3 工期の終期日の設定

受注者の工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しない。

### 4 契約保証金の取り扱い

契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までとする。

### 5 前払い金の取り扱い

工事着手日前に、対象工事の前払い金を請求することはできない。

### 6 工事着手日前の取り扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、本市の責任において行う。
- (2) 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

### 7 技術者及び現場代理人の取り扱い

契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

### 8 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

### 9 コリンズ（CORINS）への登録

- (1) 本契約方式における工期は、契約日から終期日を登録する。
- (2) 本契約方式における技術者等の従事期間は、工事着手日から終期日を登録する。